

令和5年度 事業計画

〔 令和5年4月1日から 〕
〔 令和6年3月31日まで 〕

I 基本方針

新型コロナの流行が発生して3年が経過しました。この間、社会経済活動や雇用情勢に大きな打撃を及ぼし、シルバー人材センター事業においても、会員数や契約額が減少するなど、大きな影響が出たところです。

特に、シルバー会員は60歳以上の高齢者であり、コロナの感染リスクも高く、重症化しやすいことから、令和5年度におきましても、引き続き、会員等に対し、感染予防や健康確保について注意喚起に努めていきます。

このような厳しい社会環境が続く中ではありますが、シルバー人材センターは、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を行っていきます。

当連合会では、令和5年度においても「第3次中期計画」に基づき、着実な事業運営を行うとともに、拠点センターと緊密な連携を図りながら、高齢者の就業支援や地域社会の振興に一層貢献していきます。また、会員拡大については、当面、一日も早くコロナ前の水準(令和元年度数値)の会員数に回復させることを目標として取り組みます。さらに、第3次中期計画が令和5年度をもって終了することから、新たな中期計画の策定に取り組みます。

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」については、各拠点センターと連動した就業開拓と会員確保、特に、女性会員の更なる拡大に取り組んでいきます。また、国の「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用した就業体験や技能講習等を実施し、シルバーの新規会員やシルバーを活用する企業等の増加に繋がるよう努めていきます。「労働者派遣事業」については、さらに拡大し、派遣就業を希望する会員の就業促進を図っていきます。

普及啓発事業では、シルバー事業を広く県民に周知し、会員の加入促進、就業機会の拡大を図るため、テレビ、新聞等のマスメディアを活用しての普及啓発を実施するとともに、10月の普及啓発促進月間には、ボランティア活動等の地域活動を展開します。

安全・適正就業推進事業では、「死亡・重篤事故ゼロ」を最重点目標として、年間の事故件数を昨年度の1割減を目指す削減目標を掲げ、安全対策のなお一層の強化を図ります。また、適正就業については、適正就業ガイドライン等に基づいた適正就業の適否確認と必要に応じた内容の見直しに努めます。

本年10月から、いよいよインボイス制度が導入されます。拠点センターと連合会が相互に情報収集・情報共有を図りながら、適切な準備・対応に努めます。具体的な事業については、以下の事業計画により積極的に展開いたします。

Ⅱ 事業計画

1 普及啓発事業

シルバー人材センター事業を広く県民に周知し、会員加入、就業機会の拡大を図るため、テレビ、新聞等のマスメディアを活用しての普及啓発を実施するとともに、10月の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」には、ボランティア活動等の地域活動を展開します。

- (1) 「シルバーの日」におけるボランティア等地域活動（10月）
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報活動（随時）
- (3) 県・市町村広報誌への掲載（随時）
- (4) 経済団体へのシルバー人材センター活用促進等の要請活動（10月）
- (5) 関係団体等のイベントへの参加及び情報提供（年間）

2 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（国・県の補助事業）

高齢化や労働力人口の減少が進行する中、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業促進は、高齢者の生活の安定と生きがいの向上、企業の人手不足の解消、社会・経済の維持発展等のために、ますます重要となっています。

このため、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施する拠点センターと連携し、県下、全国において広域展開する企業等に対する請負・派遣・有料職業紹介の就業開拓や会員の確保等に取り組みます。

- (1) 各拠点センターと連動した就業開拓と会員確保、特に女性会員の更なる拡大の取組の実施（年間）
- (2) 会員拡大・就業拡大推進委員会の開催（7月、11月）
 - ① 会員の入退会状況等の把握・分析
 - ② 会員拡大・就業拡大推進事業計画の作成と実施
 - ③ 目標設定とPDC Aサイクルによる目標管理
- (3) 各拠点センターへの会員拡大・就業拡大に係る情報提供（随時）

3 高齢者活躍人材確保育成事業（国の委託事業）

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代の活躍を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは、喫緊の課題です。

このため、高齢者や企業に対して、シルバー人材センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者や企業等双方のシルバー人材センターに対する理解を深めることや高齢者がシルバー人材センターに興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を実施し、シルバー人材センターの新規会員やシルバー人材センターを活用する企業等の増加に繋がるよう努めます。

- (1) シルバー人材センターに関する周知・広報（年間）

高齢者及び企業に対して、シルバー人材センターに関する積極的な周知・広報を実施します。

 - ① 企業ニーズの把握、地域の高齢者及び地域の企業に対するシルバー人材センター

に関する周知・広報

- ② ホームページ、チラシ、リーフレット等の作成
- ③ 地域高齢者に対する入会説明会の開催
- ④ 新聞折込みチラシの配布

(2) 就業体験の実施

シルバー人材センターでの就業に関心のある高齢者やシルバー人材センターの活用に関心のある企業を対象に就業体験を実施します。(随時)

(3) 技能講習の実施

シルバー人材センターでの就業を希望している現にシルバー人材センターの会員でない高齢者が、会員となり、新たな分野で活躍することに興味、自信を持つことができるよう、技能講習を実施します。(5～11月)

(4) 連絡会議の開催

地域におけるシルバー人材センターの更なる活用促進を目指し、労使団体、地方公共団体、労働局等を構成員とする連絡会議を開催します。(12月)

(5) 事業目標

新規会員数 175人

4 安全・適正就業推進事業

安全就業については、「死亡・重篤事故ゼロ」を最重点目標とするとともに、「傷害事故・損害賠償事故は昨年度の1割減を目指す」とする事故件数削減の数値目標を掲げ、始業前の準備体操とミーティングの実施、保護具着用の相互確認と注意事項の全会員での共有による危険予知活動の積極的な取り込みなど、安全対策のなお一層の強化を図ります。

特に、草刈り作業での飛石対策における車の移動については、比較的簡易な安全行動で大きな効果が得られることから、重点的に取り組むこととします。

また、交通事故が増加していることから全会員を対象に注意喚起を行うことにより、危険を感じたら停車するという意識を習慣づけることとします。

適正就業については、各拠点センターにおいて受注内容の実態を点検し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」等に基づいた適正就業の適否確認と必要に応じた内容の見直しに努めます。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催(4月、7月、2月)
- (2) 安全・適正就業指導員による就業現場巡回指導(年間)
- (3) 安全就業強化月間の設定(7月)
- (4) 安全・適正就業推進大会の開催(7月)
- (5) 安全・適正就業対策推進研修会の開催(3月)
- (6) 安全・適正就業啓発資料の作成配付(随時)

5 労働者派遣（シルバー派遣）事業

シルバー人材センター事業における高齢者の能力・経験を活かす多様な働き方の選択肢の一つとして、また、実体的に雇用関係にあると疑わしい就業を防止し適正就業を推進するため、シルバー派遣事業を更に拡大し、派遣就業を希望する会員の就業促進を図ります。

- (1) 各拠点センターと連動したシルバー派遣事業の実施（年間）
- (2) 安全衛生委員会の開催及び活動の推進（年間）
- (3) 産業医による助言指導（年間）
- (4) キャリアアップ教育訓練の実施（8月～11月）
- (5) シルバー派遣事業担当者実務研修会の開催（10月）

6 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務で雇用による就業を希望する高齢者に対して、拠点センターと連携を図りつつ、適切な有料職業紹介事業を行います。

- ・各拠点センターと連動した有料職業紹介事業の実施（年間）

7 交流研修事業

拠点センター役員・職員を対象として、シルバー人材センター事業を適正かつ円滑に推進するにあたり、必要な研修を実施します。

- ・役職員研修、職員研修などの開催（9月、11月、1月）

8 調査研究事業

拠点センターが地域社会の要望に応じていくための調査研究を行います。

- (1) シルバー人材センター事業実績の集計・分析（毎月）
- (2) 就業見積基準単価の調査（9月）
- (3) 事業運営概要の作成配付（10月）
- (4) 参考図書、会員手帳、DVD等の斡旋（年間）

9 指導相談事業

富山労働局、富山県及び連合会（事務局長）が、それぞれ又は共同して拠点センターに対する個別指導とフォローアップを実施します。

- (1) 拠点センター事業運営に係る相談援助（年間）
- (2) 拠点センターへの個別指導の実施（随時）
 - ① 連合会（事務局長）が行うもの
 - ② 労働局、県とともに行うもの
- (3) 請負・委任、シルバー派遣事業における就業の適正化指導の実施（年間）
- (4) 独自事業等の企画・推進についての相談援助（年間）

10 表彰事業

シルバー人材センター事業の発展に多大な貢献をされた会員・職員に対して顕彰するとともに、連合会・センター役員として永年尽力された方に感謝状を贈呈します。

- ・優良会員表彰、優良職員表彰、感謝状贈呈（6月）

11 会 議

連合会事業の目的達成のため、諸会議を開催します。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 理事会(役員会)（5月、6月、10月、3月）
- (3) 理事長会議（5月、9月、11月）
- (4) 専務理事・事務局長会議（6月、10月、1月）
- (5) 各事業実施に係る担当者打合せ会の開催（随時）

12 第4次中期計画の策定

「第4次中期計画策定委員会」を設置し、令和6年度以降のシルバー人材センター事業運営の指針となる第4次中期計画（案）について検討（協議）・策定します。

- ・第4次中期計画策定委員会の開催（7月～3月）

13 消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることから、拠点センターと連合会が相互に情報収集・情報共有を図りながら、適切な準備・対応に努めます。

14 業務運営のデジタル化の推進

デジタル化社会への変革が急速に進行していることから、シルバー人材センター事業においても、デジタル技術の活用に努めていきます。

15 その他事業

北シ協、全シ協の事業に積極的に参加し、情報収集や意見交換などの交流に努めます。

- (1) 北信越シルバー人材センター連絡協議会事業への参加（随時）
- (2) 全国シルバー人材センター事業協会事業への参加（随時）